

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	令和元年度（2019 年度）第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和元年（2019 年度）5月24日（金）午後2時00分～午後4時25分
3 開催場所	市役所本庁舎5階第1委員会室
4 会議の概要	議 事 (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (2) 地域包括支援センターの事業報告、事業計画等について (3) 指定介護予防支援事業所の指定更新について ※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 そ の 他	

令和元年度（2019年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：令和元年（2019年）5月24日（金）、午後2時00分～午後4時25分

場 所：市役所本庁舎5階第1委員会室

出席者

委 員：星野副会長、大家委員、川戸委員、菰田委員、佐々木委員、藤田委員、齋藤委員、松下委員、北山委員、吉田委員、青木委員、平林委員、山中委員、高橋委員、辻委員、本間委員、堀切委員

事務局：中井福祉部長、榊地域包括ケア推進担当部長、加藤福祉部副参事兼介護保険課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部福祉推進課長、小林福祉部地域包括ケア推進課副課長兼地域包括総合支援センター長、内田福祉部地域包括ケア推進課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長、三田寺福祉部介護保険課調整幹外8名

傍聴者：なし

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。本日は、公私とも大変お忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

本会議は、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は、委員総数21名のうち17名が出席しておりますので、ここに会議が成立することをご報告させていただきます。

なお、田口会長につきましては、急遽欠席となりました。また、大谷委員、佐藤委員、蓮見委員につきましても欠席との連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、星野副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。星野副会長、よろしくお願いいたします。

星野副会長 では、よろしくお願いいたします。今日は、図らずも司会職を務めさせていただきますが、改めて思いますに、計画というのはとても難しいなと思いま

す。何かというと、相当わかっている方が相当に議論して、そしてまた限られた予算の中で考えていかないといけない。しかも実績というものを見たときに、何でこれは少ないのだろう、これは多いのだろうということも相当わかる方が、相当分析していかないといけないのかなと思います。

そのようなときに、やはり皆様のような造詣の深い方々と、このように場をひとつにして議論できるというのは、とても意義あることなのかなと思っておりますし、また本日も充実した議論をして、それを越谷に反映していただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございました。

次に、本年４月に福祉部長地域包括ケア推進担当部長の人事異動がありました。改めてご紹介させていただきます。中井福祉部長です。

中井部長 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

三田寺調整幹 榊地域包括ケア推進担当部長でございます。

榊 部 長 榊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

三田寺調整幹 ここでお時間をいただき、地域包括ケア推進担当部長からご挨拶を申し上げます。

榊 部 長 改めまして、皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。たった今、紹介がございましたが、本年度から担当部長ということで務めさせていただいております榊でございます。中井福祉部長ともども、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には、日ごろより本市の福祉医療行政に対しまして、ご理解、ご尽力を賜りまして、この場をかりてお答えを申し上げます。

さて、介護保険制度は、ご案内のとおり、その創設からことしで20年目を迎えます。サービスの利用者は制度創設当時の３倍を超え、介護サービス提供事業所も着実に増加するなど高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。その一方で、介護職員による虐待、あるいは介護人材不足といった社会問題も生じておりまして、2025年、2040年という時代を見据えつつ、地域における高齢者の自立生活を支援していくためには、高齢者がみずから介護予防に取り組む環境を整備すること、専門職以外の生活支援の担い手を確保することが重要かつ不可欠となってきました。

本市といたしましては、まちづくりの根幹をなす地域住民同士のかかわり方という視点を踏まえまして、地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実

現に向け、関係機関との連携を密に鋭意取り組んでまいりますので、皆様方には今後ともさまざまなフィールドでご活躍をされております専門的なお立場、見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございました。

次に、新年度第1回目となりますので、出席職員のうち管理職職員をご紹介します。

加藤福祉部副参事兼ねて介護保険課長でございます。

加藤副参事 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 久保田福祉部地域包括ケア推進課長でございます。

久保田課長 よろしくお願いいたします。

司 会 関福祉部福祉推進課長でございます。

関 課 長 よろしくお願いいたします。

司 会 小林福祉部地域包括ケア推進課副課長兼ねて地域包括総合支援センター長でございます。

小林副課長 小林と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 内田福祉部地域包括ケア推進課副課長でございます。

内田副課長 内田と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 野口保健医療部地域医療課長でございます。

野口課長 野口と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 櫻田保健医療部市民健康課長でございます。

櫻田課長 櫻田でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 そして最後に、私、福祉部介護保険課調整幹の三田寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、中井福祉部長並びに榊地域包括ケア推進担当部長におかれましては、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

榊 部 長 では、よろしくお願いいたします。

司 会 それでは、次にお手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきましたが、資料1、令和元年度第1回越谷市介護保険運営協議会という資料。

続いて、別冊平成30年度第2回会議録、そして本日の次第、そして机の上に本日お配りいたしました脳梗塞によるリハビリに励んだ徳川吉宗と介護、別紙

1、軽減強化に伴う越谷市介護保険料の改定について、別紙2、介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業等制度見直しについて、以上6点になるのですが、資料の足りない方はいらっしゃいますでしょうか。皆様、お手元に資料そろっておりますでしょうか。

続きまして、委員の皆様にお願いがございます。本日の審議においてご発言の際には、お手元の卓上ランプのボタンを1回押していただいて、マイク付近のランプが点灯したのを確認していただいてからお話をいただければと思います。

また、本日の会議においても、会議録作成のため、議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、田口会長が欠席のため、越谷市介護保険条例施行規則第8条第3項の規定に従いまして、職務代理として星野副会長をお願いしたいと思います。星野副会長、よろしくお願いいたします。

星野副会長 それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきたいと思います。

まず、事務局に伺いたいと思いますが、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

(1) 平成30年度(2018年度)第2回会議録について

星野副会長 それでは、次第に沿いまして進めてまいりたいと思います。本日の会議、90分ほどを予定しております。円滑な議事進行に、どうぞご協力お願いいたします。

まず、皆さん、お手元の協議会の資料をご覧くださいませでしょうか。1枚目のめくったところに議事というのが3つほど書いてございます。こちらに書いてあるものが、基本的に今日審議させていただくものになると思いますが、改めましてそれに先立ちまして平成30年度第2回介護保険運営協議会会議録についてですが、これは皆様に何かご意見とかご質問があればお伺いさせていただきたいと思います。

事務局からは出席委員の方に対して事前に郵送されていると思いますが、非常に量が多いのですが、特に何かお気づきになったこととかあればお伺いをさせていただきたいと存じます。

〔発言する人なし〕

星野副会長 特によろしゅうございますか。

ということで、一応これで確定させていただきまして、特にないようでございますので、承認とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

星野副会長 それでは、次に議題2、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてということなのですが、これは量が多いので、2つに分けて事務局より説明をしていただきたいと思います。

まず1つは前半として実績報告、それから2つ目が公募についてということで、この2つに分けて事務局より説明をしていただきたいと思います。

では、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきたいと思います。

まず、前半としまして、平成30年度(2018年度)の進捗状況についてお話しさせていただきたいと思いますが、その前に策定及び評価の根拠としてお示しさせていただきたいと思います。介護保険法第117条において、市町村は基本指針に則して、3年を1期とする該当市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされております。

これにつきまして、同7項においては実績を評価するもの、第8項において公表するものと定められております。これに伴いまして、越谷市介護保険事業計画には、主要施策としまして生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進として14事業、地域共生社会の実現に向けた生活支援介護予防の推進と在宅介護の充実として27事業、介護サービスの基盤整備と人材確保、質の向上として27事業、医療と介護の連携の推進として6事業、認知症施策の推進と介護に取り組む家族等への支援の充実として10事業掲げております。

それでは、これに基づきまして事業計画に掲げております重点事業について、抜粋してお話しさせていただきたいと思います。介護保険事業計画書をお持ちでいらっしゃる方は、133ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

資料1に関しましては4ページをご覧ください。

老人福祉センター年間利用者数に関しましては、利用団体の減少により実績として下がっております。また、老人クラブ会員数に関しましても、登録団体の減少により実績が下がっております。シルバー人材センター会員登録書に関

しましては、景気上昇及び売り手市場のため、雇用促進の動きがありまして、実績としましては人数が減っております。

続きまして、6ページをご覧ください。介護支援ボランティア新規登録者数に関しましては、高齢を理由に活動の継続を断念していることなどから登録者数が減少しております。「ふらっと」年間来場者数に関しましては、講座やイベントが好評であり、年々来場者数が増加しております。

続きまして、7ページになります。住民主体型サービス実施団体数に関しましては、実施団体数の募集について、年に2回、広報こしがやに掲載し、周知を行っております。今後は、広報による周知とともに、さまざまな講座や研修などの場を通じて、地域のボランティア団体等への積極的な周知を実施していきます。

介護予防に取り組む自主グループ数に関しましては、ネットワーク会議で議題にした地域包括支援センターが複数あり、認知度が向上したことにより、団体数が増えております。一般高齢者の地域包括支援センターの存在を知らない人の割合に関しましては、今年度行う基礎調査にあわせて統計をとりますので、30年度実績としては調査未実施となります。

続きまして、8ページをご覧ください。民間の福祉避難所指定数に関しまして、越谷市ホームページに福祉避難所の募集を掲載し、社会福祉施設等各施設に対し福祉避難所指定の可否について照会を行う等により、指定増加数を今後とも図ってまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。本市の認証を受けた事業所数に関しましてですが、令和2年度（2020年度）までに100事業所の目標を掲げ、令和元年度実施に向けて越谷市介護保険事業者サービス連絡協議会において意見を重ねておりましたが、国において認証制度のガイドラインについて通知がありました。これに伴い、埼玉県においても平成28年度より介護人材採用育成事業認証制度の取り組みがなされておりますので、越谷市においても新規事業としての実施ではなく、既存の取り組みを活用する方針で検討しております。

続きまして、10ページをご覧ください。多職種協働研修の開催回数に関しまして、専門職に対する相談窓口の充実を図り、その中で多職種間における協働の意識が高まり、研修開催数の上昇につながっております。

続きまして、11ページをご覧ください。認知症サポーター養成数につきましては、認知症総合支援施策において認知症予防に関する効果的な周知が行わ

れていることから、サポーター要請講座の開催の回数の増加につながっております。

市民後見人候補者名簿登録者数に関しましては、研修の申込者数が減少しております。今後、養成研修の実施方法について工夫が必要と考えております。

続きまして、12ページをご覧ください。オレンジカフェ設置箇所数に関しましては、補助金を利用せずに自主的に活動している団体もあり、おおむね計画どおり順調とされております。なお、30年度実績では2カ所と29年度と変わりはありませんが、31年4月に1か所開設をしております。

続きまして、13ページ以降の介護給付費の実績についてお話しさせていただきます。居宅サービスにつきましては、おおむね見込みどおりの実績となっております。地域密着型サービスの1つ目、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては倍になっているのは、事業所数が増えたこととなります。

また5番目、施設サービスの介護医療院に関しましては、越谷市に介護医療院がないことから、見込みとして掲げたものと実績との乖離が出ております。

次に、14ページをご覧ください。介護予防サービス1つ目、介護予防訪問入浴介護につきましては、30年度の見込みと30年度実績で乖離が見られますが、こちらは29年度から利用者数があまり増えていないことから、数値の見誤りではないかと判断しております。

3つ目の住宅改修につきましても、件数にあまり変化はないのですが、住宅改修に係る費用が改修の内容によって異なるため、金額に差が出ております。

なお、総給付費から総給付費の補正後という図がありますが、補正とは実際の給付自体は行政が負担する9割負担で計算をした後に、利用者負担の2割、3割負担の方を加見した形で再計算をするため、補正後という金額の表記になります。

また、15ページに掲げさせていただいている地域支援事業費に関しましては、総合事業、介護予防・生活支援サービス事業、介護相談員派遣事業等が含まれております。

平成30年度の進捗報告は以上となります。

星野副会長 それでは、一旦ここで切りまして、皆様とご議論させていただきたいと思うのですが、事務局から3年クールの計画に関して目標、そして見込みということについて説明がありました。それぞれの実績に対して、いろいろと事務局からの考察もあったと思います。それについて皆様からのご意見とかご質問な

どをお受けしたいと思います。

うまく言えないのですが、非常に細かい専門的な用語で、これどうなのかというのももちろんありますし、あともう一つは、計画というものを立てたとき、その計画の目標設定のときに、非常に難しいからなかなか数字が伸びないのか、それとも事業そのものが必要ないのか、いろいろなパターンで目標にかなった数字になっているとか、なっていないとかということについては、多角的な分析の仕方があるのではないかなと思います。

ただ、これは現場というか、造詣の深い皆様であれば、やはりもっとさらに深い読み込みをしていただけるのかなという部分もありまして、改めて皆様のご意見とかご質問をお寄せいただきたいと思います。

では、何かご意見とかご質問とかあればお寄せいただきたいと思います、いかがでしょうか。お名前をお願いします。

A 委員 よろしく願いいたします。

9 ページのところなのですが、もう少し具体的に教えていただきたいのですが、けれども、介護サービスの人材の確保についてなのですが、これ非常に介護の現場としますと大変な問題となっております、今現段階で人手不足によって事業所の中でもユニットがあけられないという話も実際には聞いたこともありますし、募集かけてもなかなか人が集まらないという現状が多々ある中で、越谷市としまして、今現段階で持っている情報でいいのですけれども、あいていない事業所、ユニットがどのぐらいあるのか、また今、外国人の問題も出ております。実際に越谷市で外国人の労働者の方がどのぐらいいらっしゃるのか、そういった情報をお聞かせいただければと思います。

星野副会長 ありがとうございます。

実は、そのあたりというのは非常に重要なことで、私たち計画というのは、予算上は多分立てられると思うのです。だけれども、それに実際見合うものが附随するかというのは非常に大きいことなのではないかなと思います。改めて自主的なサービス展開というものを考える意味で、では事務局から何か今のご質問に対して、わかることを教えていただければと存じます。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

指定をしていたけれども、開いていないところはございます。こちらに関しましては、介護保険の人員基準に満たしていても、実際に介護の事業所として運営するに当たり、人材確保というところで最低人員ではなくて、どのくらい

必要かどうかというのを照会かけていないのですけれども、実際には私どもで把握している数として2カ所ほどございます。外国人介護職員に関しましては、本年度4月に介護保険サービス事業者に関しまして、メーリングリストに登録している事業所227事業所に照会をかけさせていただきまして、63事業所より回答がありました。その中で、70サービスで回答をいただいております。

外国人の労働の雇用があると答えた事業所、もしくは今後の予定があると回答した事業所数が18事業所ありまして、中でも全体で外国人介護職員さんの数としまして47名いらっしゃるということです。

星野副会長 質問が十分定員をオープンできていないところと、あと外国人さんの導入率、2点でよろしいですか。

A 委員 はい。

星野副会長 貴重な質問ありがとうございます。

この感じで、ぜひ今質問してくださったことというのは、計画というのがきれいには立っていたかもしれないけれども、実はちょっと足元がシロアリが食べているかもしれないよというような、そういった危険性を示唆してくださるものと思いますので、また皆さん、それ以外でも結構でございますので、ぜひご意見等、ご質問等ございましたらお願い申し上げます。

B 委員 先ほどの委員のお話に附随する形になるのですが、状況はそうかどうかというのですが、実際に、では人材を確保するための取り組みといいますか、そういったところは、現在どのような形になっているかを教えていただければと思います。

星野副会長 それはそうですよね、大変だと言っているだけでは何も解決になりませんので。事務局から、今の段階で何か考えていること、していること、このあたりでわかることあれば教えていただきたいと思います。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

介護の人員確保というのは非常に難しい問題なのですけれども、越谷市では平成28年度から埼玉県立大学さんと協力いたしまして、離職防止を目指しまして月に1回、介護職員の相談窓口というのを開いております。介護の離職とか介護の現場で働く方の悩みとかそういったものをお伺いするようにして、毎月1回開催しておるところでございます。

また、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会協働いたしまして介護フェスタ、去年はイオンのレイクタウンで開催いたしまして、その席で就職に向け

たマッチング、介護の職場のことについてのPRを図らせていただいております。今後もサービス事業者連絡協議会の皆様と協議しながら、協働しながら、介護職員の確保に努めていきたいと思っておりますし、その会議の場をかりて、どういった取り組みとか、あとはもしかしたら先ほどありました実際に職員数が足りていないところですか、外国人さんが働いているところというのを改めて調査させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 1点補足をさせていただきます。

先ほど外国人の方の雇用についてというお話でございまして、このところで各事業者さんに外国人の雇用についてアンケートをとらせていただきました。その結果を受けて、例えば市のホームページのほうに外国人の方に対する介護保険の情報、そういったものも日本語ということではなく、多言語版で載せていこうということで、アンケートを実施したのですけれども、現在、そのようなこともあわせて検討しておるところでございます。

星野副会長 何かほかにご意見、どうぞ。

C 委員 1つは、認知症サポーター養成講座を結構やられているのですけれども、包括から教育をやったほうがいいよということで、そのものは増えているのですけれども、入門から上級編ということで、これがどのように活用されているのか。マーク持っている人はたくさんいるけれども、現在、実際に話をしてみると何の役にも立たないのが現状です。対応の仕方もわかっていないし、それでは意味がないですね。確かに大勢います。そして包括も進んでやっている。そして、事業者の団体、自治会に声かけもやっていて、最近では上級のものもやっているのですけれども、これをどう活用するかが意味のあることで、それで自分の、認知症の方がいる家庭でさえ、それを活用できていない。これは主観的に私個人がそう見ているのかもしれませんが、統計上はどうかということではなくて、相対的にそう感じられます。何か施策があつて、その勉強が役に立つような施策を市としては考えていないのかと思います。

星野副会長 これ非常に貴重なご意見ありがとうございます。計画というのが実際に数字上の問題だけではなくて、今リアルにお感じになったことを、こうやって声を上げていただくというのは貴重なことなのかなと思っております。何か事務局からございましたら。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、サポーターを養成して、その後どういった活動をしていた

だこうかというのは、市としても大きなテーマとして考えてきています。その中で、最初の養成講座はキャラバン・メイトさんという方、県の研修を受けた方にやっていただいて、認知症はどういうものだろうと、どういった兆候があると認知症として疑わしいとか、そのためにはそういった兆候が見られた場合には受診をしてみましようとか、そういった認知症に対する理解をまず深めていただくこと、そこからステップアップして、この受講した方を初級編ということで手を挙げていただいた方には、もう少し深掘りした内容にしていく。

そして、昨年度から始めた上級編では、さらに初級編も受けた方の中から、例えば地域の活動に結びつけたいとか、そういったような方で、どういった手法があるのかというようなところですね。例えばボランティア活動の団体をつくってみたいとか、そういったところを例えば社会福祉協議会のそういったボランティア活動を推進している方に講師として招いていただき、進めております。

今後、例えば認知症会議とかそういったところへの参加が、こういったところを機運としてスタートできればなど考えておりまして、今ちょうど始めたところということでございまして、引き続きこういったことを続けながら、地域活動を手がけていただける方々が増えていくということを期待しての進め方になっております。

以上でございます。

C 委員 オレンジサロンとかいろいろやっていることは現実にありますけれども、私が一番大事にしているのは、認知症の教育を受けた人が、認知症のサポーターになろうと思った意思があったので、せめて自分の家庭でも、どのように反映しているかというのを、そこを何らかの形で見るのが大事ではないかと思います。地域包括支援センターからぜひとも上級編を受けてくださいということで、各自治会にパンフレットが配られていますけれども、桜井では、結局民生委員中心にもう何回も教育をやっているのです。効果があるかというのと、来る人、来る人、教育をやった人、また同じ人が来ている。それで、自分のところで何をやっているのかというのが、教育をやって、講座をやって帰ると非常に効果があったとかいうけれども、現実には家庭に帰って、あるいは認知症の人がいるところへ行ったら実際に実技ができていないというのが私の感じたところなんです。

星野副会長 そういったことも含めて、そのあたりは実際にそういったことをやっていただいた方の声をまた反映して、今後ともプログラムの内容についてはご検討

いただければと思います。

D 委員 私は、ボランティアをしております観点から質問させていただきたいと思います。

6 ページの（２）なのですけれども、介護支援ボランティア新規登録者数の件でございます。こちらはなぜ増えないのかなと考えたときに、1 つはボランティアをしたい人が直接施設に申し込む制度となっているので敷居が高いということと、受け入れる施設において、まず職員さんがボランティアにレクチャーをしたり、またその都度指示をしたりする必要があると思います。それでも、その施設では職員さんが手いっぱいなので、そこまでボランティアに教えるのは大変であるということを感じております。

それで、そこでコーディネーターを配置して、マッチングも必要ではないかと考えておりますけれども、今後は周知の工夫を図り、新規登録者の増加に努めると書いてございますが、どのようになさるのかということが1 点。

もう一点。今度は1 2 ページなのですけれども、先ほど別の委員がおっしゃっていたオレンジカフェの件なのですけれども、ここの設置箇所数です。補助金を利用せずに自主的に活動する団体もあるということで、おおむね計画どおり順調であるということなのです。また、平成3 1 年4 月に1 カ所開設をしているということなのですけれども、オレンジカフェを開いているところを広く周知してほしいと思っております。それは認知症の人が、家族、介護者と一緒に出かけられる場所がとても少なく、なかなか会場の情報を得られないということが一つあります。

例えば、草加市では、オレンジカフェ介護者サロンの開催場所などを一覧表にして市民に配布しております。ネットでも見られますけれども、とても使いやすいと草加市民には好評で、ぜひ越谷市でも作成して、市民に知らせてほしいと思います。

それと、あと4 月に1 カ所開設したところ、わかる範囲で結構ですので、場所を教えていただきたいということをお願いいたします。

星野副会長 幾つかご要望いただいて、それと最後に1 点、事務局から場所について教えてほしいということだったと思います。

事務局 お答えさせていただきます。

初めに、介護支援ボランティアの新規登録者数につきましてですが、介護支援ボランティアにつきましては登録者というのは、登録の拡大に向けて制度の

周知を図っているところですが、いまのところ少しずつ高齢を理由に活動継続を断念しているところとか、減少しているという実態もございます。

周知の工夫ということで、どのように工夫するかというところなのですが、昨年度ひとつ行いましたこととしては、よりの確に制度が運営できるように受け入れ施設ですとか事業所にアンケート調査を行いまして、その調査結果を踏まえて対象となるボランティアの活動の項目を増やしたり、受け入れ施設の一覧表をつくり直したりというところがまずございます。

また、新たにチラシを作成し配布をして、制度の周知に努めたというところがございますので、この辺の効果も含めて、少しずつ登録者を増やしていきたいところでございます。

2点目のオレンジカフェにつきましてですが、今現在は3カ所となっております。まして、委員さんがおっしゃっていた3カ所目はどこかというのは、地域包括支援センター新方で開催してございます。今のところ3カ所ありますが、いずれも補助金自体は利用せずに自主的に活動しているというところもございます。補助金そのものは、こういった活動をやっていくための手段の一つとして捉えていただければいいかなと私たちも思っておりますので、引き続き様々な周知の形あると思いますが、少しでも設置箇所が増えていくように努力していきたいと考えております。

一覧表に関しましては、もちろんそういった形が一番望ましいと思うのですが、受け入れ団体さんの受け入れられる状況とかもありますので、その辺は話し合いを進めながら、できる範囲のところから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

D 委員 ありがとうございました。

星野副会長 ということで、団体と協議して、現在の意見を可能な限り反映していただければと存じます。

E 委員 ボランティア連絡会から参りましたので、ボランティアに関してのことなのですが、5ページのボランティアの新規登録者数の減少についてですが、私も相談員をしておりますので、これは本当に切実に感じておりまして、訪問者が非常に少なくなってきました。原因として私として考えているのは、やはり社会的情勢の変化というか、専業主婦が非常に減っているということです。お一人の収入で賄えなくて、主婦が働くという場合もあるし、女性の進出する

職場が増えたということもあると思うのですけれども。

それともう一つは、定年の延長ということがありまして、当初は55歳ぐらいでしたのが、今は60歳とか65歳になっておりまして、それからボランティアをやりたいと訪問してくださっても、いろいろなボランティアを紹介すると同時に、介護支援ボランティア、これの説明もいたします。すると、65歳以上の方は、そちらを選ばれる方もかなりいらっしゃるのです。ですから、自然と新規の登録者が減っているということになっております。

けれども、社会全体として見たら、決してボランティアが減っているというわけではないと思っております、今いろいろな情報をインターネットでとれますので、直接自分で調べて、そして直接施設に行ったり、グループに行ったりしてボランティアをする方とか、定年後、自治会でいろんなボランティアをなさっている方はたくさん知っておりますので、実際には社協の窓口で新規登録者を増やしていくのは非常に難しいなと感じております。

以上です。

星野副会長 状況説明ありがとうございます。このあたりの実際は難しいのだよねというのが、なぜなのか、ということも、こういった会議の中で補足いただけると、すごくすばらしいと思います。

F 委員 10ページの医療と介護の連携の推進のところの多職種連携の研修の回数のことについてお聞きしたいのですけれども、29年度が2回で、30年度が13回にかなり増えているのですけれども、その会議の内容みたいなものがわかれば教えてください。

あと、次の目標値なののですけれども、13回からいきなり3回に減ってしまうのですが、目標は普通多くなっていくと思うのですけれども、減ってもいいのでしょうか。

星野副会長 では、事務局からお願いします。

事務局 お答えさせていただきます。

まず回数の問題を先に。この目標になっている数字なののですけれども、これは計画の策定年度のときに立てた目標ですので、この実績を見て来年度減っている目標を改めて立てたというわけではございません。計画策定当初は、こういう目標だったと。それを大きく超える実績が今出ているというような状況でございます。

内容ですけれども、非常に多岐にわたる内容をやらせていただいております。

て、実際には市から医師会さんに委託をする形で運営をしていただいているというような状況でございます。ちょっと全部を申し上げるのは時間がかかってしまうので、例えばですが、地域包括ケアを目的とした在宅医療推進のための多職種連携研修会をやりまして、その中で、専門職の方に集まっていただいて、ワーキング形式でこの問題について皆さんで意見を出し合っていただくというようなことを企画したというようなことがございました。

F 委員 薬剤師会、医師会でも介護との連携をかなりやっていますので、その辺もカウントしていただけると回数が増えるのですけれども、市からの共催とかになると、やはり回数が減ってしまうと思うのですが、薬剤師会、医師会さんと介護の皆さん、独自で連携の窓口をたくさん持って研修やっていますので、ぜひその辺もカウントしていただいて、3回ではなくて、もっと増えるようにしていただきたいと思います。

星野副会長 そのあたりはちょっと検討してみてください。

D 委員 15ページなのですけれども、介護相談員派遣事業のことについてお伺いさせていただきます。

今年度の派遣先は広報に掲載されますので、どこにいらっしゃるかというのはわかりますけれども、実際にどのような相談が寄せられているのか、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。それは、私たちは施設を選ぶときに一々回ったりしていろいろ選ぶのですけれども、さまざまなもっと情報が欲しいと思います。外部の目が入るのはとてもよいと思いますので、ぜひその活動報告等を教えていただきたいと思います。

事務局 介護相談員さんにも各施設いろいろなお話をしていただきまして、大変ありがとうございます。介護相談員さんの事業の照会とあわせて、それによって業者さんからどんな声をいただいているとか、あるいはどんな効果が出ているのかというところを事業のご紹介ということで、個人情報等もございますので、可能な範囲で紹介をしていきたいと思います。ホームページが中心になると思うのですけれども、載せられる範囲で今後調整を図ってまいりますので、よろしくお願いします。

D 委員 ありがとうございました。

星野副会長 そういった声に関して、ぜひ事務局でも反映していただければと思います。

B 委員 私からは2点質問をさせていただきたいのですが、6ページの地区レベルの協議体設置数、先ほどもちょっと出たかと思うのですが、たしかこちら協議体

とコーディネーターの設置に関しては、平成27年の介護保険報酬改定の際にうたわれて、それから準備されて進められているところかと思います。こちらの令和2年度の目標値というのが、要するに来年度に当たるかと思うのですが、現在2カ所で、こちらが日常生活圏域レベルで地域の実情に即した課題の資源の整理という意味で重要な部分になるかなと思うのですが、来年度までに大幅に設置を進めていかなければいけないという状況について、どのように行動計画を立てていくのかというのをまず伺いたいというのが1点目。

2点目としまして、オレンジカフェ、こちら12ページですか、オレンジカフェのほうで現在2カ所、4月1日に1カ所設置されるということで、3カ所となっていますが、34万人がいる越谷市において2、3カ所というのは適切なのか、他市町村との比較で適切なのか、また今後の整備計画の中で市町村直営とかそういった違った形で何か資源を確保していくとか、そういったことも考えられないか等について2点ですが、ご回答というか、お願いいたします。

星野副会長 とても貴重なご質問だったと思います。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、お答え申し上げます。

最初のご質問の地区レベルの協議会設置数というところでございますが、現状2カ所というところで、目標値は13カ所と記載があります。ご存じのとおり、この13カ所というのは、各市内の13地区に1カ所ずつということを想定して13カ所というところになってはございますが、この地区レベルの協議体というのは、地区によっての特性もいろいろございまして、一度に、展開するというのは、非常にいろんな地区ごとに特色も異なりますので難しいというところもありますので、昨年はモデル地区として2地区、越ヶ谷と川柳で実施したというところでございます。

今年度につきましては、3カ所というところでございます。先ほども申し上げましたが、なかなか一度に年次展開難しいというのは、地区によっては候補者の選任が難しい地区もあったり、コーディネーターというのもボランティアで依頼したりしてございますので、候補者の選任もほかの活動等ございまして、なかなか計画どおり進まないということもございます。ですが、それぞれの地区の特性に合わせて、焦ってこれ進めていっても実態として伴わなければ余り意味がございませんので、できるところから目標値は来年度13カ所ということにはなっていますが、着実に少しずつ粛々と進めていければと考えております。

す。ですので、今年度は一応3地区というところで考えてございます。

もう一点、カフェですね。市では補助金等を活用しながら、これも増やしていこうかと考えているところでございます。社会福祉法人さんが地域貢献の事業としてこういったものを運営してくださるケース、あるいはNPO法人さんがやってくださるケースさまざまだと思います。今のところ市で直営ということは考えてはいないのですけれども、先ほどのような補助金の活用ですとかリストを作成して、そういった活動が大事だよということを周知していきながら、一緒にやってくださる方を開発していくというようなことで、社会福祉法人さんなどにも協力してくださいと、ご案内の仕方などで拡充していきたいと考えています。

以上でございます。

G 委員 先ほどから聞いていますと、行政は後ろ向きではないかと思うのだよね。どちらかというと、やっぱり行動が先なので、オレンジカフェの設置も、それから先ほど言ったように34万人の都市で、高齢者が非常に多い。そしてまた、いろいろなことが社会問題、ニュースのオンパレードですよ。そういった中で、やはり後ろ向きかという言い方は失礼かもしれないけれども、地域を中心として13カ所でしょう。中心的にアクション、行動をぱっとわかるように起こすということが形になっていくと思うのです。

ところが、今どちらかというとボランティア、ボランティアという形なのですけれども、やはり枠を外した中で積極的に行政が前面に出るとか、予算の関係もあるのでしょうかけれども、どうやら会議の中の会議でやっているような気がしてならないと私は思います。要するに民間だって汗を流すという言い方をよくするのですけれども、どうしても聞いていると、言っている意味はわかる、内容もわかるのですけれども、地域性の中において、果たしてどういうふうな、目に見える活動が一年一年動いているよというような形があっていいのかなというように思います。これだと多分来年にやっても、再来年やっても同じではないかなと思います。

13カ所あるとするならば、早くモデル地区をつくって、最初からうまくいくわけないのだけれども、その中で、こういう形をつくっていくという、あまりにもボランティア、ボランティアと先ほどもお話あったけれども、ボランティアでというより、予算を少しとっていただいて、ある程度モデル地区でもって前向きの形をとらないと形にならないのかなと。言っていることはすばらし

いし、これだけの資料をつくるのもすばらしいし、データもすばらしいと思う。

ところが、姿がみんなに見えるような形があつていいのかなと思います。ちょっと勉強不足の言い方もあるかもしれないですけども。

星野副会長 ありがとうございます。また、その点については事務局でも、そういったご意見も踏まえて躍進的に取り組んでいただければと存じます。確かにおっしゃるとおりです。

ご議論出たかと思いますが、何か。

H 委員 私、今ずっと聞いていて、資料をこれだけつくっていただくのは大変だと思うのですが、数字ばかりでちょっとわかりにくいところがあるので、もうちょっと文章で書いていただければ、今あった質問に対しても答えがここに出てくるような気がするのです。だからページ数の制限もあるかもしれませんが、文章で書いていただければなというのが、要望の1つ。

それからもう一つは、13ページの介護保険事業費の表があります。それでお聞きしたいのですが、上のほうの通所介護とか6番とか7番、それから8番、9番、この辺のところの内容をちょっと教えてほしいのです。というのは、ショートステイとかデイサービスということのほかに、お泊まりデイというのがあるというのをテレビで見たのです。このお泊まりデイというのは、その日1日泊まるというような施設らしいのですが、そういうショートステイとかデイサービスというような本来の目的以外に、こういう運用方法というのですか、こういうのがあるのかどうか。テレビでは、1日だけではなくて、それがずっと続いて1カ月超になっているという事例も紹介されていました。

そして、この種のサービスというのですか、もし市内にもあるのだったら、どういう感じのことになっているかというのを、把握している限りで結構なので教えてください。

以上です。

星野副会長 1点目は、書式、ちょっと検討していただければということと、あと、今お泊まりデイということで、それに類するものを市内等であればということで。

事務局 それでは、まず制度の説明をさせていただきます。

通所介護というものは、いわゆるデイサービスというものでして、こちらはデイサービスセンターで食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられるものです。短期入所生活介護と短期入所療養介護につきましては、

こちらがショートステイと言われているものです。短期入所生活介護につきましては、介護老人福祉施設などに短期間入所しまして、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。短期入所療養介護につきましては、こちらは介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで介護、機能訓練が受けられます。ですので、療養介護とついているほうが医学的な意味合いが強くなってまいります。

お泊まりデイにつきまして回答させていただきます。

今現在では、越谷市内に8カ所ございます。デイサービスとの関係につきましてですけれども、越谷市内の通所介護事業所の利用者に宿泊サービスも提供する事業としてお泊まりデイというものがございます。なので、お泊まりデイをやっている事業所さんは、通所介護、地域密着型通所介護、どちらかの事業を行っている事業所さんになります。

H 委員 いいですか、ちょっと追加質問しても。

星野副会長 はい。

H 委員 今の件ですけれども、市内に8カ所あると。その実績みたいなものは何かありますか。つまり私が聞きたいのは、さっき言ったようにお泊まりデイなのに長期にいる人がいるのではないかというのが問題として考えるところなのでしょう。テレビで言っていたのは、特養、老人ホームに申し込んでいるのだけれども、入れないと。だけれども、単身だから家にはいられないと。セーフティネットから漏れてしまう部分でそこに行くのだということを言っていましたので、そういう実情的なものをどういうふうにしていくかというのをやっぱり考えなければいけないと思うので、そういう意味で質問したのです。

以上です。

B 委員 すみません、私は居宅介護支援事業所のケアマネジャーをしております。先ほどのご質問なのですけれども、お泊まりデイというのは、要するにデイサービスの事業所で、デイサービスは日中、利用者さんが、市民の方がご利用されるという形になります。イメージとして時間を具体的に申しますと、例えば9時から5時まで利用されて、その夕方の5時以降をデイサービスにそのままとどまって宿泊をされると。翌朝の9時まで過ごしていただいて、その次の9時から、また夕方5時までデイサービスを利用すると。その繰り返しをし得るというのが、お泊まりデイサービスとなります。

デイサービスには、定員によって地域密着型、18名以下の定員のところは

地域密着型デイサービス、19名以上の定員のところを地域密着型が見つからない通所介護、いわゆるデイサービスという言い方にちょっとなるのですけれども、まずその辺が1点です。

そのお泊まりの部分に関しましては、この表に載っている介護保険の適用の外の話になるので、自費で8カ所の事業所によってはばらつきがあるかと思うのですけれども、例えば1,000円とか2,000円とか実費でかかると。

それには介護保険の保険料の9割は提供されないといった費用関係となっています。

事務局 お泊まりデイのご説明ありがとうございます。

今、お話がございましたように、日中のデイサービスの延長線上で夜間をサービス提供いただくというお泊まりデイでございますが、先ほど特養になかなか入れずに、そういったものを利用しながら特養の決定がおりるまで待っているのだというような話ございましたが、ご承知のとおり特養さんを申し込まれても、ある一定期間待機をしていただくというのが現実でございます。

そういう中で、今のお泊まりデイとは、また別途介護保険の制度の中で短期入所、ショートステイという制度がございます。やむを得ない事由によりまして在宅で生活することができない。だけれども、特養も空かないので特養にも入れない。そういった方につきましては、短期入所を1カ月間ご利用いただくということで、入所施設を一時待っていただく、そういうような特例的な扱いもございます。ですので、そこら辺につきましては、日常のケアマネジャーさんとも相談の中で、いろいろなそれにかわる手段がいろいろ探していけば見つかるかもしれませんので、ご自分の希望、それから状況等を担当のケアマネさんにお話しいただければ適切なアドバイスがいただけるのかなと思っております。

C 委員 いいですか。

星野副会長 はい。

C 委員 11ページに市民後見人候補者名簿登録の件が書いてあるのですけれども、目標、令和2年度で60人になっているのですけれども、もっと大事なことは、今現在、実際にやっている人が何人であるかと。これ登録者が増えても何の意味もないです。だけれども、待機者を含めると、私、市民後見人もやっているのですけれども、実際には27人の半数ぐらいしかやっている人はいないわけです。そして、60人にしようとするのだけれども、これは明らかに前回、集

めたときもほとんど集まらなかったですね、目標の人員に対してその講義、講習を受ける。だから実態とかけ離れた数字である。

そんな中、実績を書いている。この実績でいうと、埼玉県で一番なのです。一番登録し、実際にやっている人が。そういうことが大事ではないかと思えます。目標というのは、やっぱり到達する、実際に手の届く範囲に置いておかないといけないし、実際にやっている人がどれだけいるかがやっぱり一番大事なことではないかと思えます。それと同時に、やらない理由、どこにあるのかは、やっぱり真剣に考える必要があります。登録者は多いのだけれども、実際には挙手している人もたくさんいるということが現状です。

以上です。

星野副会長 意見で、このあたりはそういった数字のトリックというのがありまして、実際この数字が出ているから、それが実際にどう役に立っているのか、それを事務局レベルでも抑えるようにしていただきたいという非常に貴重なご意見だったと思います。それはおっしゃるとおりだと思います。そういったところをどう見るのか、これは逆に言うと、この協議会の役割でもあるのですが、数字のトリックに惑わされないように、実際に現場を知っている方々、造詣の深い方々にコメントしていただくということで、さらに充実したものにしていかなければいけないのではないか、前向きなものにしていかなければいけないのではないかということになるのではないかなと思います。

では、次に行かせていただきたいと思いますが、議題2の後半の公募について、ご説明いただきたいと思えます。

事務局 それでは、続けてご説明させていただきます。

資料1の17ページをご覧ください。第7期事業計画をお持ちでいらっしゃる方は、135ページも併せてご覧ください。第7期事業計画に関しまして、越谷市では平成30年度から令和2年度における介護保険施設等の整備目標を達成するため、公募により介護サービス事業所を募っております。今年度につきましては、(2)に掲げております介護老人保険施設と特定施設入居者生活介護を募集させていただきます。こちらの施設に関しましては、昨年度、公募未実施のサービスが対象となっております。

流れとしましては、7月中旬から下旬にかけて、まず市のホームページで公募のご案内をいたします。8月1日号の広報こしがお知らせ版に掲載し、あわせて紙ベースでも周知を図っていきます。2カ月ぐらいの周知期間を設けまし

て、実際に手を挙げていただく介護の事業所さんから私どもが求める書類を出していただくのが、9月の中旬ぐらいでございます。その後、担当で整備計画の中身を審査させていただきまして、11月中旬には、その事業所さんに実際にお越しいただいて、プレゼンテーションをしていただくというものを予定しております。

次回の会議、介護保険運営協議会の開催時に、公募の状況、どれくらい手が挙がっているのか、そういったものを順次ご報告させていただこうと思います。さらには、12月には事業所の皆様に、手を挙げていただいた皆様に可否の結果を通知したいと考えております。2月または3月の会議で、今回の公募がどうだったのかというご報告をまた別の形でご説明させていただければと考えております。

説明は以上になります。

星野副会長 これはこういった予定で取り組むということでございますので、特にご意見とかありますか。

I 委員 この120床を公募するということですが、私、介護老人保健施設ですけれども、以前はやっぱ数が足りないなと思ったのですが、最近は医療保険のほうでも地域包括ケア病棟といって在宅に帰すという介護老人保健施設と同じ役割を持ったところが増えていきますので、今この120床をまた増やす根拠は一体どこから来ているのかを教えてくださいと思います。

星野副会長 あともう一方、あわせてご意見なりご質問なりお願いします。

A 委員 私のほうでは、選定の基準の中にも、冒頭にも申し上げたように、これだけ人手不足の中で、これだけの施設をやるときに、人、介護スタッフをどれだけ今現段階で集められるのか、これやらない限りには、また施設が認可されたけれども、ユニットが空かないよという状況になりかねないのではないかなと思いますので、その選定基準についても教えてくださいと思います。

星野副会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見とかご質問とかあれば。

〔発言する人なし〕

星野副会長 では、その2件について事務局から、非常に重要なことだと思いますので、ぜひご回答のほどよろしくをお願いします。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

介護老人老健施設、既に今、越谷に6施設ございまして、足りているのでは

ないかというようなご質問かと思うのですが、我々の計画書の前段のほうで推計値というのをを出しておりまして、皆さんご存じのとおり、今後、高齢者の方の人口も増えてきますし、高齢化するとともに、重度化また認知症の方が増えてくるということもございますので、老健をこの計画期間でもう一つつくりたいという形で推計をもとに、人口とか要介護認定数もとに算定した形でございます。

もう一つ、介護職員の方の確保が難しいと。施設をつくるということの中で、そういったことも考慮しているのかというご質問かと思うのですが、公募の選定条件として介護職員の確保というのもひとつ選定項目に加えさせてございますので、そちらも考慮させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

星野副会長 よろしいですか。どうぞ。

I 委員 介護老人保健施設は、越谷市民だけではなくて、春日部とか松伏とか近隣からの受け入れを行っているのですが、春日部に2つ新しく介護老人保健施設ができましたし、東部地域かなり過剰になっていますので、市だけではなくて、東部地域の状況も加味しながら、もっと計画は立てたほうがいいかと思います。

以上です。

星野副会長 ありがとうございます。

そのあたりも計画を立てたときには、確かにそういう数字を見ればそうかもしれないませんが、実際、流動性とかを鑑みたときに、本当にこの計画でいいのかというご指摘だったように思います。

では、事務局から。

事務局 お答えさせていただきます。

広域施設という形のご指摘、そのとおりでございまして、私たちは施設整備をするに当たりましては、埼玉県とも相談しておりまして、埼玉県で圏域別で介護保険施設等が幾つあるのかという推計をもとに、県と相談しながら整備を進めております。今回、東部地区におきましては、老健の募集は越谷市の120床だけという形で計画されておりますので、東部圏域では越谷市だけ、公募募集をさせていただいているということを申しつけ加えさせていただければと思います。

星野副会長 よろしいですか。

ご議論いただきましてありがとうございます。人材確保の件、本当にそのとおりだと思います。

(3) 地域包括支援センターの事業報告、事業計画等について

星野副会長 では、次に議題3になりますでしょうか、地域包括支援センターの事業報告、事業計画等についてということで、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議事の(3)、地域包括支援センター事業報告、事業計画等について説明をさせていただきます。

ちょっと長くなりますので、着座にて説明をさせていただければと思います。
よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料の20ページをお開きいただければと思います。まず、1、地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターにつきましては、介護保険法第115条の46の規定に基づきまして、市町村が設置をしているものでございます。本市におきましては、11カ所の地域包括支援センターを設置しておりまして、全て業務委託により運営を行っております。

その業務につきましては、資料の下の方をご覧くださいと思うのですが、大きく4つに分かれております。地域の高齢者の幅広い相談に応じます総合相談業務、また高齢者虐待や消費者被害から高齢者の権利等を守る権利擁護業務、高齢者が要介護状態となることを予防するための介護予防ケアマネジメント業務、地域の関係機関とのネットワーク構築や個々のケアマネジャーに対する助言等の支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務となっております。

地域包括支援センターにつきましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することとなっておりますが、本市におきましては、この介護保険運営協議会が、その役割を兼ねておりますので、本日、この会議におきまして地域包括支援センターの平成30年度の事業実績について報告をさせていただくものでございます。

次に、資料の21ページに移りまして、こちらは地域包括支援センターの設置状況をまとめております。各地域包括支援センターが担当する区域の65歳以上の人口ですとか高齢化率につきましては、こちらの表のとおりでございます。なお、表の下から2番目のところに、本市の平成31年4月1日現在の人口ですとか高齢者人口を記載しておりますが、本市の人口につきましては34

万3383人、このうち高齢者人口が8万5,308人で、高齢化人口は24.8%となっております。なお、表には記載しておりませんが、前年度と比較いたしますと総人口は2,288人の増、高齢者人口は1,139人の増ということで、高齢化率につきましては0.1%の増となっております。

次に、22ページをお開きいただければと思います。地域包括支援センターの業務ごとの平成30年度の実績を報告させていただきます。まず、(1)番、総合相談支援でございますが、①の総合相談の手段につきましては、電話、来所、訪問、文書、いずれも増加をしております、特に電話による相談が増加しております。また、下段にあります②の相談内容の内訳でございますが、こちらは要介護認定に関することとか認知症に関することの増加というものが目立ちますが、居宅サービスに関することが最も多いということなど、昨年度とほぼ同様の傾向となっております。

続きまして、23ページをお開きいただければと思います。こちらの上段の参考は、各地域包括支援センターの相談件数を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、下の③の健康教育及び健康相談の実施状況でございますが、健康相談につきましては地域で実施しております会食サービスですとか、ふれあいサロン等に出向きまして、各参加者の健康に関する相談を受けた件数となります。

また、健康教育につきましては、自治会さんですとか民生委員さんの会合等の機会に、健康に関する講和ですとか、軽易な介護予防の運動などをご紹介しますというような件数となっております。

平成30年度は、これまでこういった健康教室を実施しております、この健康教室を受講していた方々がみずから講師役となりまして、地域住民主体のサークル活動等でご活躍をされたといったことで、地域包括支援センターへの依頼件数が減少したということから、前年度と比較しまして健康教育につきましては減少しております。

続きまして、24ページをお開きいただければと存じます。(2)の権利擁護でございます。まず、①の成年後見制度に関する相談状況でございますが、延べ件数、実人数ともに前年度と比較いたしまして約2倍、増加しております。

これはある地区におきまして、特定の方からいろいろ継続したご相談に対応したということによりまして、その積み重ねで相談件数が増加したというものでございます。成年後見制度に関する相談につきましては、成年後見センター

こしがやもございますが、地域で身近に相談できる場所として、今後も相談件数は増加していくものと考えております。

また、市長が審判の請求を行う市長申し立ての件数につきましては、申立日を1件として捉えて計上しておるところでございますが、前年度から若干増加をしております。高齢者の方で認知機能の低下が見られた際には、成年後見制度の利用を支援しておりますが、ご親族がいらっしゃらない方もおりまして、こちららも今後とも増加していくものと考えております。

続いて、②、虐待に関する相談の状況でございますが、虐待疑いの相談件数と虐待と判断した相談件数とともに前年度から増加をしてしております。特に虐待疑いの相談件数につきましては、こちららも大きく増加をしてしておりますが、こちららもある地区の地域包括支援センターが継続して関わっていたというケースがありまして、延べ件数としてカウントしたところ、大きく増加したということが主な原因として考えております。

続きまして、資料の25ページをご覧くださいと存じます。(3)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業でございます。①、ケアマネジャー、サービス事業者からの相談・支援状況につきましては、主に居宅介護支援事業所で活動するケアマネジャーに対する支援件数を掲載しております。ケアマネジャーの相談延べ件数は減少しておりますが、こちらら研修等の支援の成果として、自立的に問題が解決できるケースが増えてきているのではないかと考えております。今後につきましても引き続きケアマネジャーの活動を支援してまいりたいと存じます。

次に、(4)、介護予防ケアマネジメント事業・介護予防事業でございます。①の指定介護予防支援業務・第1号介護予防支援事業につきましては、要支援1・2の方等のケアプラン作成に関する状況を表にまとめております。高齢者人口の増加に伴いまして、介護予防プランの作成件数も増加をしている状況でございますが、今後も増加していくものと思われまます。

なお、要支援1・2の方等の介護予防ケアプランにつきましては、居宅介護支援事業所へ予防プランの作成を委託することができることとしております。

この表のうち、上から4段目と5段目に記載したものが、その委託した件数ですとか事業所の数字となっておりまして、市としては地域包括支援センターに配置される限られた人材を有効に活用するためにこの委託を推進しておりまして、委託件数が増加をしたというところでございます。

また、次の２６ページでございますが、こちらは平成３０年度に新規に委託をした事業所を掲載しておりますので、こちらは後ほどご参照いただければと存じます。

次に、２７ページをお開きいただければと存じます。（５）、地域におけるネットワークの構築に関することでございます。このネットワークにつきましては、地域を基盤とした高齢者の見守り支援をするという目的に賛同していただいた地域の各種団体や機関等と連携しながら、高齢者等を支援することを目指したものでございます。普段の業務ですとか活動の中で、支援が必要と思われる高齢者等を発見した際に、各地域包括支援センターに情報提供いただき、早期に適切な対応を行えるよう開始した事業となっております。

ネットワーク構築に関する活動状況や現状につきましては、ご覧の資料のとおりでございます。なお、平成３０年度のＰＲ回数につきましては、前年度と比較して減少しているように見えるというところでございますが、こちらは２９年度に発生をしましたある事件を契機にいたしまして、２９年度におきましてはネットワークの強化を図るべく、集中してＰＲを行ったということがございまして、２９年度の実績が特筆して多いということとなっております。なお、平成３０年度におきましては、４５２カ所の登録事業所数のうち、１７カ所のご登録をいただいているというところで、特段例年と比較しても減っているという状況ではございませんので、ご報告させていただきます。

次に、２８ページをご覧いただければと存じます。（６）、地域ケア会議に関することでございます。地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて、地域課題の把握や必要な資源開発、地域づくりにつなげるものとなっております、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールと言われております。

本市におきましては、この地域ケア会議を三層構造にしておりまして、高齢者一個人の課題の検討を行う個別レベルのケース検討会議、また、その中で見えてきた、その地区に共通する課題を地区内で検討する地区レベルの地域包括支援ネットワーク会議、さらには全地区に共通する課題を市の課題として検討する市全体レベルの会議で構成をしております。

このうち、各地域包括支援センターでは、ケース検討会議、地域包括支援ネットワーク会議を担っておりまして、続く２９ページにはケース検討会議の開催状況を掲載しております。

個別レベルのケース検討会議につきましては、これまで各地域包括支援セン

ターで、支援困難なケースの方を対象といたしまして、おおむね2カ月に1回の頻度で会議を開催してまいりましたが、今年度からは高齢者の自立に向けたアプローチを強化していくという国の方針が示されておりますので、介護認定で比較的軽度な方を対象といたしまして、新たにその方の自立に向けた支援を検討する自立支援型のケース検討会議を行うこととなりました。開催に当たりましては、市を北部と南部に分けまして、2つの会議体で毎月開催することを予定しております。

なお、平成30年度は、この自立支援型ケース検討会議の開始に向けた検討ですとか準備等を行っていたため、前年度と比較しまして開催回数自体は減少しております。

また、次の30ページ、こちらには地区レベルの地域包括支援ネットワーク会議の開催状況を掲載しておりますが、平成30年度は個別レベルの会議の開催回数を減らしている分、この地区レベルの会議を1回増やしております。

続いて、31ページの③、見えてきた課題と方向性について説明をさせていただきます。この表は、これまでの地域ケア会議の開催を通じて見えてきた各也区に共通する地域課題をまとめたものでございます。表の左側には、市レベルでの課題をまとめております。また、表の右側には、この課題に対する現在の取り組みや今後の対応等をまとめております。この中で網掛けとなっております上から2つ目の認知症サポータースキルアップ講座の開催と、下から3つ目の介護支援専門員と民生委員の連携会議の開催、こちらにつきましては、これまで平成27年度から地域ケア会議を開催してきた中で、対応等の検討を経て、新たに事業化をされたというものでございます。

なお、32ページ以降につきましては、今年度の取り組みですとか事業計画についてご説明をさせていただきますので、こちら後ほど改めてご説明をさせていただきますと存じます。説明につきましては、ここで一区切りとさせていただきます。

星野副会長 それでは、まず地域包括支援センター事業の実際やったことということで、その報告について話を事務局より説明していただきました。

何かご意見とかご質問とかあれば。

Ｊ 委員 31ページの地域包括支援センター等の周知について、ちょっとお聞きをしたいと思っております。もちろん地域包括センターは、なかなか知らない人が多いということがありますが、この間、やはり普段、通いなれた公の施設の中

に地域包括があるということが望ましいと思いますし、その方向で順次地区センター、公民館の中に移設をされてきたところだと思います。

今、ここで保健センターが市立病院の隣に新しいものを建設中ですが、今年の11月にそれが完成をするということで、そうしますと既存の保健センターについて、そこに大沢の地区センター、それから公民館が移動してくるということになるかと思います。そうすると、この間の流れからいけば、保健センターの広さ等も考えれば、そこにまた地域包括が移動していくのだろうなと思いますが、そこはどうかということと、そうしますと残り大袋と川柳・大相模ですか、これが法人の中にまだ引き続きとどまっているということです。そのあたり公の施設の中に移していくような計画があるのかどうか、その辺をお聞きできれば、教えていただければと思います。

以上です。

星野副会長 では、事務局からお願いします。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

新しい保健センターの設置に伴って、大沢地区に大型の公共施設が残る形になって、そこに公民館を、地区センターをとということでございますが、私も所管部署と協議を重ねておりまして、これまでの流れ同様、そこに地区センターができる場合には、地域包括支援センターをあわせてそこに移動していくというような方向性で議論を重ねさせていただいているところでございます。

それから、残る2地区でございますが、大袋地区と川柳・大相模地区でございます。川柳・大相模については、老人福祉センターひのき荘、越谷市が社会福祉協議会に運営を委託しておりますこちらの施設に併設するという形で既にオープンしているわけですが、川柳地区に地区センターの新しい建築の計画がなかなか進まない中で、やはり公共施設内、もしくはそこにいらっしゃる方のニーズに沿ったような地域包括支援センターがあったほうが、利便性が高いのだろうということで、そのような設置をさせていただいている次第でございます。

今後、整備計画の中で、もしそういう形がまた進んでくれば、その際にはまた検討して、地区センターの中に移設をするとか、そういった方向性の議論になってこようかなというところでございます。残念ながら大袋地区については、具体的な整備計画についてちょっと聞き及んでおりませんで、そのような整備計画がまた進む際には、こちらからももちろんアプローチをしながら進めてい

きたいと考えております。

以上でございます。

星野副会長 ほかに何かよろしいですか。

K 委 員 ケース検討会議についてご質問なのですが、各地域包括で支援困難事例と、あとは今度からは自立支援型のケース会議を開くのですが、あと私ずっと参加してみて、包括の人たちは、この会議を開くためにすごく大変な思いをしているのではないかとちょっと私想像しているのですが、そういう声は聞こえてこないのでしょうか。会議のために会議をしているというか、会議を開くためにすごく大変な思いをされているような感じがしていて、随分困難事例もたくさん、年間66件とか症例検討というか、ケース会議をしているので、もう少し余裕を持った会議の回数でもいいのではないかなとちょっと私個人的には思うのですが、そういう声は聞こえてきていないのでしょうか。

星野副会長 すみません。それは事務局に聞きたいですか、それとも委員。

K 委 員 事務局に。

星野副会長 事務局に聞きたい。難しいところではあるのですが、事務局に何かそういった情報が入っているかどうか、もしくはそういったことに対して何かお考えがあるかどうか、そのあたりについておっしゃっていただければと思います。

事 務 局 回答させていただきます。

ご指摘のとおり、なかなか会議開催のスケジュールが結構つらいというようなお声は、実際にはそういった声が聞こえることもございます。ただ、実際に支援困難などのケース検討会議を進めていく中で、やはりそこから見えてきたものというのも多いと聞こえていまして、地域包括ケア推進協議会という会議があるのですが、その中でさまざまな専門職の皆様の意見を参考にしながら、こういった回数の維持に結びついてきたところ、自立支援型のケース検討会議に今後移行を半分進めていくというところがございますけれども、会議のために用意する資料のボリュームだとかそういったところは、まだ開催していないので、その負担感、正確にははかれていませんけれども、今後そういった運営をしていく中で、これは明らかに無理があるというようなことがあれば、もちろんそれは改善していきますし、地域包括支援センターが疲れ切ってしまうようなやり方は我々もとりたいとは思っていませんので、現場の意見も踏まえて今後もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

星野副会長 貴重なご意見ありがとうございました。おっしゃるとおりです。
では、どうぞ。

D 委 員 23 ページの数字の件でちょっとお伺いしたいのですけれども、文書の回答のところですが、川柳・大相模と越ヶ谷が断トツに文書で問い合わせがすごく多いみたいなののですけれども、これはどういうことでしょうか。地域性とか何かあるのでしょうか。

星野副会長 事務局。

事 務 局 お答えさせていただきます。

こちら川柳・大相模と越ヶ谷地区で文書での相談が多いのが、その地区の中でメールでの相談をされるご家族の方がこのときいらっしやいまして、メールでのやりとりだと何回か行うということで、このように文書でのご相談が増えていると報告をいただいています。

以上でございます。

D 委 員 ありがとうございます。

星野副会長 これは延べですね。

事 務 局 延べです。

星野副会長 だからそうになってしまうのですよね。

事 務 局 延べの回数で、年間の回数です。

星野副会長 もう一人。

B 委 員 私からは2点ございまして、20 ページのところで地域包括支援センターの設置が3,000人から6,000人の高齢者に対して1つ設置するとなっていますが、越谷市の21 ページのところでは、1万人を超えている包括さんがいたり、もちろん職員数が多く配置されているといったところはあると思うのですが、地域包括支援センターのほうでは保健師さんが1人、社会福祉士さんが1人、主任介護支援専門員さんが1人となっているのですけれども、実際6人とか多くいらっしやるのは、それぞれ2人ずつ配置されているとか、そういったことの配慮がなされているのか、またそれが難しいようでしたら、それこそ包括さん大変ではないかという話もありましたけれども、もう少し設置をしていくというような整備計画は予定がないのか、あってもいいのかなという気がしての質問が1点。

それから、25 ページになりますが、先ほど説明の中で居宅介護支援事業所に委託をするという説明があったかと思います。実際、私、居宅介護支援事業

所で委託を受けて予防プランを作成していますが、30年のところでもそうなのですけれども、予防プランの訪問というのは3カ月に1回は少なくとも必ず行くとなっているのですけれども、介護予防プラン作成件数が2万4,000に対して、訪問件数が9,632というのは要支援1・2と、また事業対象者含めてかと思うのですが、1年に1回も訪問していないということを意味しているように見受けられるのですけれども、その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

事務局 お答えさせていただきます。

まず、1つ目の地域包括支援センターの職員の配置、保健師、社会福祉士、主任ケアマネの数なのですけれども、それぞれ包括の職員数のところで6名、3名、4名ということで、3名以上配置している包括も多いのですけれども、こっち、市から増えるに従って保健師何名とかという規定は特に設けてはいないのですけれども、それぞれ専門職を1名以上配置というような形で包括には、法人にはお願いしているところでありますので、そのほかの専門職が、保健師1名分ではほかの社会福祉士等で人数の基準を満たしているという包括も中にはあるのですけれども、こちらから保健師何名という規定は特に設けてはございませんが、それぞれ専門職1名以上は配置していただいているという形になります。

今のところ越谷市では、例えば保健活動の割合がこれぐらいだから、保健師さん何人とか、そういった基準を設けることができていないのが実態でございます。今後、そういった認知症の方が増えていくとかという中で、どこに地域包括支援センターが注力して活動していくかというところについては、これまでの実績も踏まえて検討していく中で、確保を最低基準でやっぱり3分の1は保健師がいたほうがいいのか、そういったことがあれば、見えてくれば、そういうようなことを委託先とも協議をしながら基準づくり、そういったところにも注力していきたいというふうに考えております。

2点目のご質問について、介護予防プランの作成件数、30年度2万4,375件に関して、対しての訪問の数というご質問だと思うのですけれども、訪問が、こちらの介護予防プランの作成件数が、2万4,375件が1年間の延べ件数となりますので、月ごとでいうと、各包括でいうと大体50件から60件ぐらいのプランが1年間の延べで、こういった数になるという資料の数字になっていますので、訪問の数に関しても特にそれほど問題はないかなと思って

いるのですけれども、それぞれ包括に市のほうから調査させていただく中で、そういったところも訪問の回数が足りているかというのも、こちらのほうでは調査させていただいているというところになります。

B 委員 すみません。延べ件数だということで2万4,375件となるのですが、逆算をいたしますと、要支援1・2の認定者訪問件数9,632というのを1年間に4回は最低でも行きますので、越谷市34万人の中で要支援の人は2,408人しかいないという意味になってしまいかねないのと、これが訪問件数が、包括さんが言っている訪問件数だけとなっているのだと思うのですが、そういうことになってしまうのではないですか。

事務局 今のご質問のお答えなのですが、31年3月31日でのデータなのですが、越谷市内での要支援と要支援1・2の方の数が3,312名となっておりますので、要支援1の認定を持っている方です。その中で、包括のほうでプランを作成している方という、もうちょっと少なくなるかなと思います。

B 委員 それは新規に1年間でなった方の数という意味ではないですか。

事務局 ことし1年の、延べになります。

星野副会長 要は、1回やればいいというものではないから、その数を考えたらちょっと違うのではないかということですね。

B 委員 そうです。

星野副会長 そうですね。だから今の話は、何か1回目の数をカウントしているのではないかということ。そちらでお話しになっているの、ちょっと補足してあげてください、事務局に。

K 委員 25ページの下表なのですが、多分介護予防プラン作成件数が2万4,375件ということは、その分ぐらいは訪問件数がないとおかしいのではないかと掘切さんは言っているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

星野副会長 そういうことでいいですね。そういう趣旨でいいのですよね、今補足いただいたことで。

B 委員 そうですね。そのくらいとはちょっと言いにくい。すみません。2万4,375が仮に延べだったとしてもなのですが、そんなに小まめにプランを1人の方で年に何回もつくるということは、ほとんどないように思いますので。

B 委員 作成件数ですか。すみません。私、この話で何が申し上げたいかと申します

と、要は包括さんがすごく大変そうだという話の具体的なところだと思うのです。21ページのところでも書いていますけれども、表の中で3人から6、7人の方が1万人を対象にやっているのと、それで訪問件数をこれだけやらなければいけない、たくさん訪問しなければいけないという中で、地域ケア会議とかもいろいろやっているの等も含めて資料をつくるだけではなくて、これだけの仕事を包括さんがやりながら今やっているという中で、もうちょっと3,000人から6,000人に1カ所つくるという話の整備計画をもうちょっと前向きに考える必要があるのではないかという根拠として申し上げた次第でございます。

星野副会長 では、細かい数字のことは、また置いておいて、ありがとうございました。そういった実質的に地域の拠点として非常に役割が期待されている中で、この地区割、この人数体制でいいのだろうかという委員のご指摘だったと思います。それは事務局でも、このあたりについては、また改めてこの件について真摯にご検討いただければと思います。

ほかにはよろしいですか。

〔発言する人なし〕

星野副会長 では、次、計画のほう、残りの部分をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、残りの部分の計画の部分について説明をさせていただければと存じます。

ページが、32ページになります。こちらをご覧ください。(7)、各地域包括支援センターの横断的組織について、こちらは説明をさせていただきます。

本市では、業務上の課題等に対しまして実務的な視点で検討を行うため、平成27年度からテーマごとの部会を設置しております。この部会には法律上の位置づけというものはございませんが、今年度におきましても、昨年度に引き続きまして、先ほどご説明をさせていただきました地域ケア会議を初めといたします4つの部会を開催して、検討を行ってまいります。

まず、地域ケア会議検討部会につきましては、今年度から開始します自立支援型のケース検討会議の開催に向けた準備ですとか、実際に実施していく中で見えてくる課題等に関しまして、引き続き検討を行ってまいります。

次に、認知症地域支援推進員検討部会につきましては、前年度に実施いたしました認知症サポータースキルアップ講座上級編を受講された方のフォローアップの方法など、引き続き新オレンジプラン等を踏まえた取り組みの検討を

行ってまいります。

次に、包括主任介護支援専門員会議につきましては、引き続き介護支援専門員に対する研修会の開催など、居宅介護支援事業所等で活動するケアマネジャーに対する支援方法等を検討してまいります。

最後に、防災部会につきましては、災害時対応マニュアルを活用しまして、災害発生時に全地域包括支援センターで共通認識を持ち、適切な対応がとれるよう検討をしてまいります。

33ページでございますが、こちらは今年度の事業計画について概略を掲載させていただいております。この事業計画につきましては、地域包括支援センターに示しております平成31年度版の越谷市地域包括支援センター基本方針・運営方針に基づきまして、各地域包括支援センターが策定しております事業計画書から一部抜粋したものでございます。表の通年には、先ほども説明させていただきましたが、3地域ケア会議の実施に今年度から開始いたします自立支援型ケース検討会議の開催を記載しております。また、表の事業別には、市と地域包括支援センターが実施いたします会議や講座、研修等を掲載しております。詳しくは後ほどご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

星野副会長 ただいま事務局のほうから各地域包括支援センターの事業計画についてご説明いただきましたけれども、何か皆様のほうからご意見とかご質問とかございますでしょうか。

B 委員 今回、運営協議会のほうでは、第7回介護保険事業計画についての話が主であるはずだと思うのですが。

星野副会長 そうですね。

B 委員 地域ケア会議が、すごくやはり重要度が増してきて、今回の資料にすごく盛り込まれているという形で議論が尽くせないところだと思うのですが、恐らく時間の関係もあって、なかなか重要だけれども、議論ができないという点で、地域包括ケア推進協議会で引き続きやるという形になろうかなと思うのですが、そういった考え方でよろしいでしょうか。

星野副会長 趣旨は、要は、ここでは細かくはやらないけれども、ちゃんとそちらのケア会議で、きちんとそういった地域包括のあり方等を徹底的に見直していたきたいと、そういう趣旨でいいですか。

B 委員 はい。

星野副会長 わかりました。それはそうですよね。本来こちらは、介護保険の主としてのあり方についてやるのが趣旨で、こちらがメインではないので、ただそちらにそういう本来的な部会があるのであれば、そちらで十分なご議論をされるのがよろしいかと思えます。ただ、もし何かあえてあればということで、ここでご意見等もあればということでお伺いさせていただければということだと思います。

では、とりあえずこれについては、一応皆様にごらんいただいたということで。それでは、長くなりまして申しわけございません。

(4) 指定介護予防支援事業所の指定更新について

星野副会長 それでは、議題4、指定介護予防支援事業所の指定更新についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、議事(4)、指定介護予防支援事業所の指定更新についてご説明をいたします。資料の36ページをご覧ください。

まず、指定介護予防支援事業所について少しご説明をいたします。先ほどの地域包括支援センター事業報告でも少し触れておりましたが、地域包括支援センターが実施する事業の一つとして指定介護予防支援がございます。これは介護保険における介護予防サービスを必要とする要支援者の方に適切なサービス利用ができるように、計画の作成やサービスの調整等を支援するものです。越谷市が設置する地域包括支援センター11カ所は、全てこの指定介護予防支援事業所を兼務しております。

指定介護予防支援事業所の設置につきましては、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援事業所の設置について申請し、指定を受けることで、指定介護予防支援事業所の機能を持つことになり、介護保険における要支援1、要支援2の認定者及び事業対象者に対しまして、介護予防サービス計画等を作成することが可能となります。

また、指定介護予防支援事業所は、指定を受けてからの効力が6年間と定められておりますことから、期間満了前に更新の手続を行うこととされております。今回、36ページの2番、指定介護予防支援事業所一覧の10番目、大袋が平成31年3月31日をもって期間満了を迎えるに当たり、平成30年10月20日に指定更新についての通知を発出いたしました。同年の12月14日に指定更新申請書及びその他関係書類の提出がございましたので、これをもつ

て指定更新の事務を進めてまいりました。

それでは、37ページ3番、指定更新に伴う主な確認事項をご覧ください。今回の指定更新に当たりましては、越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例に基づきまして、事業所から提出していただいた更新申請書にあわせて、関係書類を確認いたしました。主な確認事項は、下の表にあるとおりでございます。

まず、表の見方ですが、左の欄の基準には条例の項目を抜粋して記載をしております。右の欄には条例の内容と、矢印の下に確認結果を記載しております。

1つ目の項目として、抜粋ですが、第3条には従業員の員数とあります。市の条例では、指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないとされております。この点につきましては、従業員についてわかる書類として従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出を求め、確認をいたしました。一覧表には、従業員の氏名、職種、出勤日と休日のほか、勤務形態として、常勤や非常勤、専従や兼務の別が示されておりました。

指定介護予防支援事業所大袋におきましては、従業員は8名、内訳としましては、保健師等が2名、社会福祉士が4名、介護支援専門員が1名、事務員が1名となっております。また、この人員に関しましては、提出書類のみならず、定期的な事業所の職員との打ち合わせの機会を持ちまして、そういった機会でも確認をしているものでございます。

以下、確認項目が続いておりますが、ただいま申し上げました従業員の員数の確認と同様に、提出書類の確認のほか、定期的な実地指導や自己点検、また定期的に地区担当職員が事業所へ赴きまして、事業の進捗等の情報を共有するとともに、事業所の確認をしており、いずれも問題ないことを確認していることから、指定更新したことをご報告申し上げます。

なお、指定介護予防支援事業所の指定につきましては、法第115条の22におきまして、市町村長が指定を行おうとするときは、あらかじめ当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされております。冒頭にもご説明いたしましたが、地域包括支援センターが実施する事業の一つとして介護予防支援業務が含まれてお

り、具体的には要支援認定を受けた方の介護予防プランを作成するためには、指定介護予防支援事業所の指定を受けている必要がございますので、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所は、実務的にも切り離せるものではないと思います。そのような関係性もあり、介護保険運営協議会において、毎年、介護予防支援業務を含めた実績報告をさせていただくとともに、ご意見やご質問をいただいておりますことから、この規定について充足しているものと考えております。今後も引き続き更新を行う事業所もがございますことから、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の業務実態や管理体制について、ご意見を頂戴できればと考えております。

介護予防支援事業所の指定更新についての事務局からの説明は、以上でございます。

星野副会長 簡単に申し上げますとポイント3点ございまして、本来であれば、この指定更新については事前にこういった、この場を持って、またご意見を伺うということが本来であれば必要だったかもしれないということです。ただし、今までの地域包括支援センターに表裏一体として展開しているこのサービスですが、これについては毎年、介護保険運営協議会でも報告させていただいているということ、それから実際に点検項目については、平素からこちらの事務局が審査している内容、そういったことと重複するということ、それをもって今回は事前にこういった会議をあえて設けずに審査をしていなかったということだと思います。

個人的にもこういった会議が事前に持てればよろしいのかもしれませんが、基本的にこういった内容の審査項目であれば、この会議を特段必要がない限りは、あえて設ける必要はないのかなという感じはしております。これはあくまで事後報告という形になってしまった部分がありますが、一応ここで事務局から、この大袋の指定更新がなされた旨の報告があり、また今後、同じように指定更新するのに対して、基本的には今後もこういった形で、ある程度事務局でしっかりと審査した上で、特段の必要性が感じられなかった場合は、ある意味で事後報告的な形で指定更新をするという形でもよいのかなと個人的には考えます。

星野副会長 何かこれに関してご意見とかあれば。あと、事務局から何か補足とかあれば。いいですか。

〔発言する人なし〕

星野副会長 一応これ指定更新がなされたということの報告でございました。

では、本来、事務局よりご用意いただきました議事について、無事終了したのかなと思います。

それでは、以上で予定しておりました議事は終了となります。ただ、それに加えて、H委員のほうから脳梗塞によるリハビリに励んだ徳川吉宗と介護についてという資料の提供がされております。もし皆様よろしければ、一、二分ほど時間設けたいと思いますが、よろしいですか。

では、どうぞ。

H 委 員 私、趣味が読書なものですから、いろんな本を読むのですけれども、年齢も会社を定年になってから5年たって70になります。そういう老後とか定年の本を読んでいると、健康、それから目標とかやりがい、それから経済、お金のことですけれども、こういう3点が大事だと書いてあります。

今、この席でも議論したように、介護保険制度ができたが、まだ100%ではないので、これから皆様が協力して精度を高めていく必要があると思うのです。そのときにたまたま読んだ本が参考になるかなと思って、今日お時間をいただきました。

本は、文庫本で200ページぐらいの本なのですけれども、この中に江戸時代の8代将軍の徳川吉宗が引退した後、中風というのですか、脳梗塞だと思いますけれども、にかかって、どういうふうに介護をしていたのかなということが詳しく書いてありました。

吉宗が、病気を発症して右の手足が不自由になり、言語が不明瞭になったということがわかりましたので、典型的な症例だと思います。そのときには、当然まだ介護保険制度はありませんが、どういう形でサポートがなされたのかということが書かれていまして、吉宗の補佐で小笠原岩見守政登という人がいたのですけれども、その人がやったことというのは、全て今の介護制度下で行われている、介護サービスがなされていた。制度がなかったときにそういうことが行われていた事例があったと。今や制度ができたわけですから、それをこれから総合政策としての対応という意味で、広義の介護意識が必要であり、重要であると思い、時間をいただいてご紹介させていただきました。

以上です。

星野副会長 深い話、ありがとうございました。確かに人間の知恵としてあるものを今こうやって、逆にいうと知恵がなくなった分、システムとしてやっているのか

など非常に意義深い情報提供だったと思います。ありがとうございます。

本日の議事は、これで終了となります。皆様、本当に長くなってしまいました
て申しわけございません。ご協力ありがとうございました。

これで議長の任をおろさせていただきたいと存じます。

4 その他

司 会 星野副会長、ありがとうございました。

それでは、その他のところに移らせていただきまして、あと2点ほど事務局
のから説明をさせていただければと思いますので、皆様、ご協力をお願いいた
します。

1点目について、資料ですが、別紙1という紙1枚になっております。軽減
強化に伴う越谷市介護保険料の改定についてということにつきまして、介護保
険課の保険料担当よりご説明させていただきます。

事 務 局 別紙資料1をご覧くださいと思います。軽減強化に伴う越谷市介護保険
料の改定について、説明と報告をさせていただきます。

1、介護保険法施行令及び越谷市介護保険条例の一部改正につきまして、今
年4月1日に介護保険法施行令の一部が公布され施行されております。それに
伴いまして、先日、5月21日の越谷市臨時議会におきまして、越谷市介護保
険条例の一部を改正しました。本日24日に公布をされております。

その内容につきましては、次にありますが、公費による介護保険料軽減強化
の改正点とその背景としまして、平成27年4月から消費税による公費を投入
するというような形で、低所得者の介護保険料の負担軽減を一部実施しており
ます。令和元年10月からの消費税10%への引き上げに合わせまして、さら
に軽減強化をするため、所得段階別の非課税世帯に該当します第1段階から第
3段階について実施されるものでございます。

具体的には、第1段階から第3段階までの負担軽減が行われます。国が示す
割合は、令和2年度からの消費税10%の完全実施に伴いまして、基準額に対
し最終的に第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7へ軽減さ
れます。このため今年度は、消費税10%が10月から実施されることにより
まして、完全実施の半分の負担割合を軽減するものでございます。

下の表をご覧くださいと思います。1、2、3と段階別になっておりま
す。対象者の内容につきましては、ご覧くださいと思います。

まず、第1段階、平成30年度、2万5,380円とありますが、これは先ほどの0.05を引かれている金額で、金額が載っております。それが今年10月からの消費税に合わせまして、来月からの保険税が書いてありまして2万1,150円、本来2万8,200円だったものが2万1,150円で、7,050円の減額となります。同じように第2段階につきましては、30年度3万9,480円が3万2,430円ということで、同じく7,050円、第3段階につきましては4万2,300円が4万890円、1,410円の軽減がされるという形となっております。

なお、一番下のところに書いてありますが、第1から第3段階までの軽減分につきましては、国が負担の2分の1、県及び市が4分の1を負担して補う形となっているということでございます。

以上です。

司 会 ただいまご説明申し上げました消費税10%引き上げに伴います保険料の軽減強化につきまして、何か委員の皆様のほうからご質問等ございますでしょうか。

星野副会長 これはもう決まったことだから、あれということですよ。何かここで意見言ってどうなるものでもないということではあります。

司 会 ありがとうございます。

今、副会長のほうからご説明ありましたとおり、こういった形で5月議会でも承認されておりますので、皆様もご承知おきいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、もう一点、別紙2なのですが、ちょっと長いタイトルですが、介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）利用者負担額軽減事業の見直し案につきまして、介護保険課給付担当よりご説明申し上げます。

事務局 続きまして、資料別紙2の介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業及び介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）利用者負担額軽減事業の制度見直し案についてご説明させていただきます。

この2つの事業につきましては、市民税非課税世帯を対象に介護サービス利用料の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図ることを目的に実施しております。介護保険サービスの利用については、皆様ご存じのとおり、利用者の方は所得の状況に応じてサービス費用の1割から3割、10%から3

0%を自己負担することとされております。

非課税世帯の利用者の方は1割負担となりますが、本事業では、その自己負担の半分に当たる5%分、さらに世帯収入が110万円以下などの方については10分の7に当たる7%分を助成し、サービス利用者の方の負担の軽減を図っております。

しかし、近年の高齢化の進展に伴う要介護・要支援認定者数の増加により、推計では令和3年度には認定者数は約5,600人、事業費は2億3,200万円となるものと見込んでおり、年々増加する介護事業に伴い、介護給付費の負担が本市財政を圧迫している中、さらなる財政負担から本事業の継続性を危惧しているところでございます。

しかしながら、低所得者の方が経済的な理由から必要な介護サービスが受けられないという状況を発生させないためにも、本事業の継続は不可避なものと認識しており、介護保険制度全体の健全な運営とあわせ、助成割合の見直しを検討しているところでございます。

見直しの内容でございますが、資料の4番、見直し案にございますように、これまでの10分の7の助成は10分の5に、10分の5は10分の3に縮減をさせていただき、令和3年度における事業費全体額を昨年度実績ほどに抑えることで、本事業を持続可能なものにしていこうというものでございます。

なお、もともと第1段階で10分の5であった方は助成割合が変わりませんので、全体の約6割の方々については助成額は変わらないということになります。実施は令和2年8月サービス利用分からとし、対象者に混乱が生じないように、リーフレットの送付やホームページ等により本年4月から周知をしてまいりたいと考えております。委員の皆様からご意見ございましたら、今後、要綱改正等の手続を進めていく上での参考とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

星野副会長 これもあれですね、あくまで決まったことですね。ここで意見聴取するわけでもないですね。

事務局 こちら、これからこういった形で軽減の見直しをしていきたいという考えでございます。

今、お話しさせていただきましたとおり、制度の改正自体はこれからでございますが、見直しが必至というような状況にございますので、この制度を継続

させていただくために、私たち介護保険課、市の考えとしては若干ですが、縮小をさせていただきたい。今後、その手続を進めさせていただきたいと思っておりますが、せっかく本日のこの場がございますので、縮小することについて、もし皆様から何かご意見がいただければ、制度自体をなかなか違う方向に持っていくというのは難しいのですが、これから事務を進めていく上での参考にさせていただきたいと思ひまして、ただいまご提案をさせていただきました。

なかなか聞きなれない言葉と制度が、今の説明の中ではわかりづらいところもあるかと思いますが、こういったことをちょっと市でも考えているということでございますので、こちらの資料をちょっとご参考にさせていただきまして、何かご意見とかご質問とかあれば介護保険課の給付担当までお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

例えば、制度を変えるのはいいけれども、対象者の方にはしっかりとお知らせをなさいますとか、それからその制度を変えたことによる影響等も考慮して、今後さらに詰めてほしいとか、そういったご意見があれば、随時お寄せをいただければと思います。

司 会 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、事務局より2点ほどご連絡をさせていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議の日程でございます。現在のところ10月の中旬から下旬の開催を検討しておりますので、よろしくお願いいたします。また、日程等決まりましたら、ご連絡のほうをさせていただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録ですが、後日作成できました段階で、委員の皆様にご送付させていただきたいと思ひます。内容のほうをご確認の上、次回の会議で確定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 閉 会

司 会 それでは、長時間にわたりましていろんなご意見いただきましたが、最後に閉会の言葉を星野副会長からよろしくお願いいたします。

星野副会長 ありがとうございました。

皆様、本当にお疲れさまです。ただ、改めて思ひましたことは、数字のトリックにはまってはいけないなということで、今ネガティブ、何か後ろ向きなこ

とをやってはいけないなということも改めて痛感しております。そういった実務と、それからこちらの現場を知っておられる皆さんの造詣の深さとあわせて、少しでもよい計画につながればということだと思います。そういったことのために、今日、改めて実績を確認し、今後、そういった計画につなげていくということになると思いますし、改めて皆さんと事務局とのチームワークの中で進めていかなければいけないのかなということを改めて認識させていただきました。

どうも皆様、お疲れさまでございました。

司 会 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。